

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の失業の認定はしないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、A県B市所在の会社Cに雇用されたが、平成〇年〇月〇日、同社を離職した。
- (2) 請求人は、同月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。安定所長は、同日、請求人の受給資格の決定をし、初回の失業の認定日（以下「認定日」という。）が同年〇月〇日であることを説明した。
- (3) 請求人は、同年〇月〇日、D会社に就職をした。
- (4) 請求人は、同年〇月〇日及び同年〇月〇日の認定日に、安定所へ出頭せず、同年〇月〇日、安定所に再就職手当について問い合わせた。安定所長は、同日、請求人が認定日に出頭しなかったことを理由に、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の失業の認定はしない旨の処分を行った。
- (5) この処分を不服として、請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求を行ったが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日及び同年〇月〇日の認定日に出頭しなかったため、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の失業の認定はしないとした処分（以下「本件処分」という。）が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、認定日に出頭しなかった理由は、安定所の職員が雇用保険の受給手続に関する説明を十分に行わなかったためであり、認定日に出頭しなかったことを理由とする本件処分は取り消されるべきである旨主張するので、以下に検討する。

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第15条の第1項ないし第3項によれば、基本手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上で、失業の認定を受けた日について支給されることとされており、当該失業の認定は、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日において行うこととされている。

この点、請求人は、上記（1）のとおり主張しているが、引用した決定書理由3（2）に説示のとおり、安定所の職員は、請求人に対して「雇用保険失業給付に関する説明事項」、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」及び「雇用保険説明会のお知らせ」を交付し、口頭でも説明を行ったことが認められ、安定所の説明が不十分であったとはいえない。したがって、請求人の上記（1）の主張は採用することができない。

(3) また、法第15条第3項ただし書、雇用保険法施行規則第23条第1条第1号によれば、職業に就くためその他やむを得ない理由のため失業の認定日に管

轄公共職業安定所に出頭することができない受給資格者については、その旨を申し出ることにより、失業の認定を受けることができることとされている。

この点、安定所の職員は、請求人に対して「雇用保険失業給付に関する説明事項」及び「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」を交付し、初回の認定日より前に就職が決まった場合には就職日の前日に就職の届出をすべき旨説明していると認められることから、安定所の説明が不十分であったと解することはできない。したがって、この点からも、請求人の上記（１）の主張は採用することができない。

- 3 以上のおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。